Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-11

村落共同体と入会 : 入会地をめぐる支配と共同体との関連を中心に

野崎, 敏郎

(Citation)
社会学雑誌,7:165-195

(Issue Date)
1990-03-30

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81010785

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010785

村落共同体と入会

――入会地をめぐる支配と共同体との関連を中心に――

野崎敏郎

はじめに

入会に関する研究には、大きく分けて、入会地管理における共同体規制・村規制に重点を置いた社会史的研究、農業経営とのかかわりをみた経済史的研究、入会地の所有権と利用権のありかを究明する法制史的研究の三つがある。

最近出版された武井・熊谷・黒木・中尾編『林野入会権――その整備と課題――』は、法制史的研究の側から、入会権の近代化と農業の現在を概観し、また将来の展望をみいだそうとした意欲的な著作であるが、これを読んで感じるのは、日本の入会がその時々の行政のありかたによってこうむってきた変動の大きさである。この行政の動きはまた、入会研究にも影響を及ぼしており、入会林野近代化法が制定される昭和四〇年頃、市町村有地などの公有地に入会権の存在を認めようとしなかった行政権力の意向がある なかで、現地住民と林野庁の担当者と入会権研究者との間で入会権・入会林野にたいする理解の深化があり、これ以後の入会研究を活性化させていったのである。[1]

こうした最近の研究動向で注目されるのは、入会が村あるいは共同体とかかわっている以上、その村の成員であり、村の構成単位である家の入会への参与形態に着目しなくてはならないという認識がますます深まってきたことである。後でみるように、北條浩らの研究にそれが強くあらわされている。

また、入会地は無主の地であるか官有であるか共同体的所有のもとにあるかによって、その利用形態や管理運営が異なった様相を呈している。公的な土地の私的利用、あるいは私的（領主的）所有地の共同体的利用などの入会慣行形態をみるなら、入会は公と私とが接するとき、その接触点に位置づけられていることがわかる。

入会の問題は家・農業経営・共同体・村とさまざまにか

かわり、時々の支配の影響を強く受けながら、共同体が公的領域とかかわり、私的領域とかかわる際の接点あるいは媒介の役割を果たしてきたのであった。

そこで、「村落共同体と入会」というテーマで、本稿で問題とするのは、さしあたり次の二つである。

第一に、入会慣行が家を基礎単位として展開されるとしても、その家の連合体であり行政村でもあった近世村がそのまま入会組織であるわけではなく、しかしそれにもかかわらず近世村的結合が入会を強く規定しているのも事実である。そこで、家・共同体・村の連関のなかで、入会慣行を位置づける視座を立てたいということである。

また第二に、入会の問題は家・農業経営・共同体・村とさまざまにかかわり、時々の支配の影響を強く受けながら、共同体が公的領域とかかわり、私的領域とかかわる際の接点あるいは媒介の役割を果たしてきたのであった。そこで、日本の入会の歴史的変遷をたどり、ドイツの入会とも比較しながら、支配と自治との日本的連関構造にまで言及してみたい。

この二つの課題を念頭に置きながら、まずそもそも入会とはどのように概念規定されるべきものなのかを考えてみよう。

（1）武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊編『林野入会権――その整備と課題――』、一粒社、一九八九年、一八～一九頁参照。

一　入会の概念について

入会と水利の問題は日本の共同体の主要な関心事であり、近世以来この二つをめぐる紛争が絶えなかった。日本の農耕生活の特質上、肥料・燃料採取のための入会権および水田耕作上の水利権の確保に関して、共同体の主体性あるいは共同体的規制がもっとも強力に発揮されたのである。入会に関する文献として残されているものの多くは権利関係をめぐる他村との紛争解決にかかわるものであるが、こうした紛争において、村落共同体の存在が顕在化してくるのは当然といえよう。

こうした入会権紛争については、法的観点からのアプローチがあり、それが日本の村落共同体の性格づけにもつながっている。

このように、法制史の側から日本の村落について包括的な科学的考証を試みたのは中田薫であった。彼の関心は、近世の村の法的性格を明らかにすることにあったから、入会地の所有者は誰か、またその利用・管理主体は誰かという二つの問題を軸に、村と入会地との連関構造を明らかにしようとしたのである。

彼は入会地を村（近世村）の総有地と考えた。「抑々入會なる用語は、嚴正なる用例では、一村民又は一部落民が其共同に所有する山野（入會場）に立入って、生植物を共同に採取すること（入會刈取・入會稼）、簡単に云へば地盤と其生植物とを、共同に所有することを意味したものである。」しかし明治維新後は「入會地盤を共有すると否とを問はず、一村民又は數村民が特定の山野に於て、共同に生植物を採取する権利、即ち入會稼を為す権利そのものを、直ちに指して入會と稱するに至ったのである。此に於てか入會には、村中入會・數村持地入會の如き、入會地盤の共有を前提とする共有入會（地所入會・共同入會）と、他人持地の毛上を収穫するに止まる毛上入會（生植物入會・収穫入會・稼方入會・稼入會）との別が生じて来た」[1]。

入会は入会地の地盤と生植物の所有およびその利用だと規定され、明治維新後の変化として入会の共有入会と毛上入会への分化が挙げられている。

また、論文「徳川時代に於ける村の人格」では、①村は一つの課税団体であり、②村は訴訟行為をなす能力を有しており、③村は他の村と協約をなすことができ、④村は財産を所有する能力をもっており、⑤村は自己名義で売買・寄託・貸借等の法律行為をなすことができたことが立証され、この村の法人と実在的総合人としての性格が入会行為にも投影されていることが論じられている。つまり、法人たる村の所有とその構成員の共同利用とが入会行為の原理だというのである[2]。

戒能通孝は、これにたいして、地租改正の前までは「一般に入会野山に関して『自己の物』・『他人の物』という意識は確かにあったには違いないが、地盤の明確なる『所有権』観念が存在したものとは思われない」[3]とし、中田薫説に反駁した。その理由としては、村持入会地は通常は売買質入されるだけの価値を持たなかったこと、入会地の利用にさいしての手入れはごくわずかなものに過ぎなかったこと、結局のところ農民は田畑にたいするような所有欲を入会地・村持地にたいしては持たなかったことが挙げられている。

また、戒能は、統治・行政機構の単位としての近世村と生活協同体としての村とを区別した上で、入会をめぐる紛争は生活協同体としての村が主体となっていたと論じた。とくに近代の入会関係においては、行政村がその主体としてあらわれることはなく、旧村共同組織ないし区が管理主体であったことから考えて、この区別は重要である。

戒能の立論は、所有をめぐる近世と近代との差異を指摘し、また行政村と共同体との概念的区別をもおこなったという点で大きな意義を持った[4]。

しかし、日本の村の特殊性は、近世においては、この行政村と共同体とが不可分に結びつけられている点にある。

入会の主体が共同体的な組織であるとしても、その共同体と行政村との結合様態を明らかにする必要がある。戒能のこの労作では、封建的支配のなかでの領有権と私的占有権との区別がなされながら、逆に領有と村の関与と共同体による利用形態との連関については、必ずしも明確な形で示されていない（彼は村持を必ずしも村の支配とはみていないから、村による入会地利用規制の根拠が不明になる）。この連関については第二節で考察することにしたい。

北條浩は、この入会の主体は村であるか否かについて、次のように指摘した。近世の山中村・平野村・長池村では、複数の村の入会や他村への入会のみを「入会」と呼び、一つの村の中だけでの入会は、これを「村持」と呼んでいる。このことから、やはり入会地は村の所有物だと観念されており、入会は、「村＝村落共同体の支配ないし『所有』地のうち、共同で使用・収益を行なうことを指し示す用語であり、また、その行為をもって特徴とする」[5]。つまり、入会地の所有は村支配とかかわって理解されるべきだというのが彼の論点の主要なものである。「入会は、あくまでも村＝村落共同体の支配ないしは『所有』を前提とする。村＝村落共同体を離れて、その意味において、村＝村落共同体（入会集団）と分離独立した・対立した権利としての存在を許されないのである。個々の入会権利者は、権利者総体（村＝村落共同体）のなかにおいてのみ、その権利者としての資格が認められ、権利者であることの存在が主張され、そうして使用・収益ができるのである」[6]。

村の所有物のなかでは、たとえば村の道路や広場は村民全員が使用できるが、入会地はその利用者＝権利者の資格が特定されていることが多いのが特徴である。

北條の指摘するところでは、入会権は家に置かれるのであって、個人に置かれるのではない。採取された資料は、「家に帰属するのであって、採取者じしんのために消費するのではない」[7]。「入会権は特殊の団体法規であり、この団体のもとにおいてのみ個人の権利は存在した。これを逆のいいかたであらわせば、個人（家）の権利の結集が団体の権利であるが、それは、団体と不可分一体となっており、決して個人の権利が団体にたいして対立するようなものではなく、団体の存在を前提としてのみその権利は存在し、また、保障されたのである」[8]。

こうした団体そのものがもつ権利として入会権を考えるならば、対外的に権利主体として自己表示するときには入会集団が「村」と名乗るのであり、また内部的に統制をおこなうための外枠としても「村」が顕在化する。この二つの側面（対外的・内部統制的）において、入会集団は村とかかわることになる。

入会権利者総体は一般に「村」と表示されるが、その実体は村そのものではない。「村内でも入会権を有する者と

有しない者とが存在するし、入会訴訟・入会訴訟費用の支出・入会紛争の和解・入会協定・入会規約へ参加できる者とできない者が存在する。近代に入ると、入会権利者総体の表現ないしは入会財産の表示は、旧村・部落・区・財産区・代表者名義・記名共有・その他の表示であらわされる。村という行政単位そのものに権利＝所有が帰属しているのではない[9]。この村と入会権者集団との不一致は、つぎのような意味をもっている。近世の村の内部で家によって入会権に差異が生じていること、また近代以後の村の法的変化により、村（近世村・旧村）は財産の所有と管理をなす能力を認められなくなったことである。

三人の論者の見解について、ごく簡単にみてきたが、入会は村と不可分の概念であり、しかもまた農業的共同体の共同行為でもある。そこで、この村と農業的共同体（入会集団）との関係が問題になる。

まず、入会権は家に与えられるのだから、入会主体の単位は家である。入会地によっては、入会権をもつ家とそうでない家とがあり、また入会協議への参加にも家によって差があるが、それにもかかわらず入会権者の総体が「村」と表示される。入会権をもつ家（の祖）がもともとその入会地を私的に所有していたという事情に由来するか、または或る家がその入会地にたいしてもっている利害関係の濃淡によって、村のなかで各家の入会権には差異がある。それにもかかわらず、入会権者の総体が村であるのは、入会権を各家に賦与するのは村であり、入会は村事項だと観念されているからであろう。

このようにみてみると、村の支配を前提としなければ入会権は成り立たないから、入会権者の総体としての村は、行政村たる近世村と画然と区別された（戒能のいうような）協同体だとはいえないのではないだろうか。もちろん入会権者集団と村とは同一ではない。しかし、入会権が家の権利であり、村が家の権利関係を決定しているから、入会権の取得・承認・剝奪等は村による家の差別化であると解されよう。

この入会の概念は、入会行為の歴史上の変化とかかわって、各時代ごとに構成し、その時々の入会の意味内容を読みかえる作業が必要だと思われる。そこで、つぎに村落共同体と支配との連関の史的構造を考察することにしたい。節を改めて、日本の入会の歴史的変遷をたどりながら、入会と村と共同体との関係を探ってみる。

（1）中田薫「明治初年の入會権」（『中田薫法制史論集』第二巻、岩波書店、一九三八年、所収）、七七二～七七三頁。
（2）中田薫「徳川時代に於ける村の人格」（前掲書所収）。
（3）戒能通孝『入会の研究』、一粒社、一九五八年、二八頁。
（4）西川善介『林野所有の形成と村の構造――入会権の実証的

研究――』、御茶の水書房、一九五七／七八年、一九一頁以下参照。

(5) 北條浩『近世における林野入会の諸形態』、御茶の水書房、一九七九年、四〇〇頁。

(6) 北條浩、前掲書、四〇〇頁。

(7) 北條浩『林野法制の展開と村落共同体』、御茶の水書房、一九七九年、八頁。

(8) 北條浩、前掲書、八～九頁。

(9) 北條浩、前掲書、一〇頁。

二　日本における入会の変遷（1）近世まで

入会の概念が家・村・共同体・支配と不可分の連関のうちにあるとすれば、入会権のありかた、あるいは封建領主の林野支配が村落共同体の形成・確立過程とともにどのような変遷を経てきたのかを知っておく必要があるだろう。この節では、さしあたり中世から近世までの入会の変遷をたどり、その史的特徴をみることにするが、ここで特に注意すべきは、林野の領有権・所有権のありかと、利用主体たる農民の共同形態とである。

林野の所有権は、古くは所有権者なしとされており、中世における王権と領主権との闘争のなかで豪族による林野の私有地化が進むとともに、農民の側からは林野利用権が強く主張された。近世になると、領有権と所有権の分離がなされ、領有者たる領主による指揮監督と所有者たる村の（村民共同の）入会地利用という関係が確立される。このことが村落共同体の林野利用形態に与えた影響は大きいと思われる。

①古代・中世

律令制社会において、林野は無主の地であったが、豪族が林野を私有化しはじめたため、たびたび詔が発せられて山川藪澤の利は公私これを共にすべしとされた。林野利用の内容は草刈と薪の採取であり、肥料と燃料の確保を目的とするものであったから、豪族によってこれが妨げられるのを阻止しようとしたのである。また、御成敗式目追加、用水山野草木事には、「法意ニハ山林藪澤公私共ニ利ストテ、自領他領ヲイハス、先例アリテ用水ヲモヒク、草木ノ樵蘇ヲモスル也、武家モ此義ナリ」とあり、豪族の私有地になっても用益は地元民にも認められた。[1]

私的所有の対象として排他的独占が可能な林野は、宗教的聖地（墓地・墓山・社寺有地）であった。経済的対象たる墾田予定地・牧・禁野等はさまざまな規制をうけた。要するに、経済的対象としての林野の占取・利用にたいして律令国家がおこなった規制は、「特定の経済的機能に限って占取・用益権を認め、それに抵触しない範囲において、

一般農民の草木採取や放牧を保証しようとするものであった」[2]。

律令制が本来原則としたのは、特定の者の支配を認めず、誰もが利用できる林野であるが、これとともに、荘の住民には共同利用され、他の荘の者を排除する林野の存在が許容されるようになってくる。黒田俊雄によると、保延年間の山城国玉井荘の文書にこの事例をみることができる[3]。したがって、農民による林野の慣例的な占取利用が一二世紀前半にはすでにはじまっていることになる。そこで問題となるのは、この入会地利用の主体が荘住民の集団であることから、またその集団の占取利用権が主張され、かつ黙認されていることから、この集団が入会地の共同体的利用によって地縁結合体としての性格を獲得しつつあるのかどうか、つまり近世の入会のような村結合を前提とした入会形態の萌芽をここにみることができるかどうかということである。

一二世紀から一五世紀初までの林野利用の実態をみると、おおむね次のようになるであろう。まず生草の利用のほかに草木の灰の利用がはじまり、それは二毛作の開始とともにますます盛んになる。さらに住宅・屋根葺用材、灌漑・治水施設・橋梁用資材、農具の柄・稲架用材、焼畑用地、放牧地、飼料給源として、林野の役割は増大し、ここから山管理の必要性も増すのである。それは庄内肥料持ち出しの禁、入山制限などとなり、ついには庄園制末に採草用益にたいする山年貢の賦課となってあらわれる。そして林野にたいする領有権の所在の明確化（武家の知行給与の場合に林野が明確にそのなかに含まれるかたちをとる）がなされる。こうして無主の地としての林野から支配・管理の対象としての林野への移行がおこなわれたのである[4]。古島敏雄は、この時期の林野利用形態について、林野の支配形態とかかわらせて、次のように結論づける。

第一に、林野の利用形態は、無償で、事実の積み重ねによる既得権として用益権を獲得したものではなく、領主の私領たる林野にたいして、山年貢を支払って利用するものである。

第二に、山を耕地同様に分割相続の対象とした事例があることから、年貢の負担者たる名主にとって、山は耕地の不可欠の随伴物であり、所持の対象とみなされていた。村が山を持っていて、農民がそれを利用するのではなく、個々の農民が領主との関係で明白に認められたかたちで林野を所有していたのである。つまり、山は庄園領主にたいする貢租負担の対象である耕地の付属物であった。「中世においては、年貢負担の基準となる名主ないし、同様の性格をもつ在家は、耕地とともに山野をもち、この山に対して時には直接年貢を払い、時には本年貢外の複雑な雑年貢を負担することによって、売買譲渡質入なども許された財

産として所持していたとみることができる。畿内およびその周辺でこれら名主が特に「惣」結合を作った場合をのぞけば、そこには近世の村に類する地域結合はなく、従ってそこに近世の入会のような村結合を前提とした入会の形体もみることができないといってよいのではないかと考えるのである[5]」。

では惣結合を前提とした林野利用はどうであったか。古島の挙げた近江蒲生郡中野村今堀の地下掟には、惣森での伐採禁止・罰則規定などが記されており、惣が林野を所有し、それを惣として保護し、規約もなしている。たしかにこうした「惣は独立の農民層の展開してきたことを前提とはするが、惣の構成員は平等ではなく、少数の地侍層が指導し、山林・水利等の管理権を握り、村を統制している。規約そのものも地侍層による村の統制のためのものであり、惣自体が「をとな」「こもの」といった旧来の身分層を維持するためのもの[6]」になっているという構造をとるので、ここに惣成員による自治的林野利用を想定するのは早計だということになる。

こうした惣の評価からすると、中世の林野の利用形態は、共同体的なものとはいえず、惣所持・惣利用がおこなわれているようにみえる場合でも、惣の編成のもとでの有力地侍の支配が貫徹されたなかでの利用であり、実質的にこれら有力者の私的所持である可能性がある。しかしこの古島の主張には西川善介や原田敏丸の批判がある[7]。これによると、中世末の林野の利用形態のなかには実際に惣村的なものもあって、林野の私的所持と惣村の林野利用とが併存しており、これが近世を通じて再編されるというのが一般的な過程になるようである。

なお、戦国末期から近世初頭にかけての林野について、一般に、一定地域の利用が特定の個人または村に限らないとされた以外に、法的に入会慣行が積極的に規定されることはなかったので、入会慣行はまさに「旧慣」として継続しているだけであって、近世の藩権力においても、基本的に「旧慣・慣習」が法源であった。

②近世期の入会

近世における入会地の処遇は、主として御林（幕府有林）と藩有林の管理にかかわっており、なかでも最も重要視されたのは御林の管理であった。御林は、御用木の備林や治水保安のため伐採禁止・造林の措置がとられた。藩有林に関しては、秣（飼料）下草（肥料）落木（燃料）柴（製炭用）の採取が若干の上納米金によって認められ、あるいは無償で許容されることもあったらしい。村持山に関しては当該村の協定によったが、村持山も藩の指揮下にあり、村持山の立木であっても藩の許可なくしての無届伐採

が禁止される場合があった。[8]藩権力のこうした統制はもっぱら林野の荒廃を防ぐためのものであった。

藩権力の入会地とのかかわりで注目すべきことは、領主直轄林野をのぞいて、領主が入会地を私的に占有することは稀で、領主自身の用益よりもむしろ農民の入会慣行を許容しつつ生産力の上昇を実現させることが重要視されたことである。後でみるが、ドイツで入会地の所有をめぐり、またその利用権をめぐり領主と農民との間で激しい争いが絶えなかったのとは対照的である。日本の封建社会において、土地は主として農民の私的所有に置かれ、領主は、その領地を上級領主から封じられたものとして有しているにすぎない。だから、領主は農民を身分的に支配しているけれども、領主権力によって農民から土地を取り上げることは極めて困難である。西川善介のいうように、「領主は、土地を自由に処分等のできる私的所有としてではなく、あくまで封地として支配することによってその土地に緊縛されている農民から剰余労働または剰余生産物を搾取している」[9]のだから、地代収取者＝土地私有者と短絡して、領有＝所有とすることはできない。

この領有権と所有権との区別が、近世の入会を考える際に重要である。《領有すれども所有せず》の原則が立てられているから、入会地は、領主にとって私的所有・私的利用・処分の対象ではなく、地力安定（肥料の供給）・燃料供給等を通じて、農民の生活を安定させ、彼らからの貢租を確保するための手段であった。したがって、入会地の管理運営は、林野の荒廃を招くか、村と村とのあいだの紛争にならないかぎりは、当該村の裁量にまかされたのである。村の入会地管理はこうした背景のもとに実施されたのであり、領有者たる藩権力と所有者たる村との指揮監督-服従関係がその前提となっている。この藩-村関係からつくりだされたのが入会慣行であって、これは村が入会行為の事実の積み重ねから既得権としての入会権を領主に認めさせたという性格をもっていない。藩による村の（村成員共同の）入会地用益権の承認は、入会行為の結果ではなく、入会行為の前提なのである。

村と入会とのかかわりがどのようなものであったかというと、村持地は村構成員の共同利用地であり、村持地の問題は村構成員が共同で対処すべきものであった。また数ヶ村入会についても、村が権利主体として入会契約にあたった。中田薫のいうように、入会の主体は、独立した法人かつ実在的総合人たる村であって、入会慣行には村の所有ないし支配と村成員の共同利用との二つの側面があった。

こうして近世期に形成・確立された入会慣行が、現在にいたるまで準拠すべき入会の慣習となっている。この慣習は、「徳川時代―明治初年以来の固定的ないし準固定的な林野の共同的な利用形態・利用内容をそのまま維持し、今

日もなおこれを行なっているという現実[10]を指すものとされている。その内容は、継続しているという「現実」であり、もし入会行為が持続しておこなわれていなければ、その慣習は消滅したとみなされる。入会権の問題を考えるとき注意しなくてはならないのは、それがつねに慣習を引きずっていることである。

この慣習について、北條の指摘を私なりにまとめてみると、つぎの六点になる。第一に、「現実の入会の慣習という使用・収益が法的効力を有するためには、その「継続性」を主張しなければならず、したがってそのためには、入会地における使用・収益ないしは入会規範の原基型が徳川時代に求められるのである[11]」。したがって、現実の入会行為が徳川時代のそれからいちじるしく離反している場合には、この慣習に依拠する法的根拠はない。

第二に、徳川時代の入会慣習について注意しなくてはならないことは、それが封建的性格を持つものであり、近代以降これにかわる新しい取り決めが成立しなかったことである。

第三に、村と村との争いに関する史料はあっても、入会の慣習を記した史料はきわめて少なく、その慣習の成立に関するものはさらに少ない。入会地の帰属が明確でなく、使用・収益権の様態が各村で絶えず変化しており、これを明確に規定しなくてはならないという法的拘束力も存在しなかったことが、入会争論をつねに紛糾させつづけた。このことは、入会慣習がけっして固定したものではなかったことを示してもいる[12]。したがって史料的根拠をしめすことがきわめて難しい。

第四に、入会慣行は、つねに一定の手続をもって確認されなくては慣習としての効力をもたない。有効な慣習は、入会行為にさいして、指導者層によって、または村惣会においてなんらかの取り決めがなされることを前提としている。この取り決めは簡単な申し合わせではなく、「使用・収益の当事者達の規範として、その権利義務を規定されたものなのである[13]」。

第五に、入会地利用権の私的性格と集団的性格とのかかわりがある。入会地の利用は私的消費であるから、この私的消費の総体が入会慣行であるのだが、反面、「この権利は対内的（集団）には独立した私的権利ではあっても、対外的には別個独立した権利としての存在を与えられていないために、この権利はつねに対外的には集団的権利という外被をもたなければならない[14]」ので、私と集団との二面性をつねに帯びることになる。入会集団は私的権利にたいする集団的規制者としてあらわれ、また私的権利者の総体としてもあらわれるのである。

第六に、入作入会の問題がある。入作百姓が入作村の林野にたいして入会権をもつことは近世における通例であっ

たが、入作入会権は貢租収取のための必要手段として領主が村に強制したものであり、入作百姓は入会地利用の代価として貢租・入会入用を負担したのである。入作が許容されたのはこの領主強制と貢租負担のためであり、入会集団内部の会合その他には入作百姓は無関係であった。だから入作にたいするこうした封建的側面が存在しなくなったとき、入作入会の慣習は入会集団自身の判断によって廃絶される運命であった。[15]

こうして封建的貢租体系の近代的租税制度への転換にともなって入作入会は廃止された。入作の慣習は封建領主からの規定をも受けており、この支配関係の終焉とともに変更される性質をも持っていたのである。

以上のことから、近世に確定した入会慣習について、つぎのような特徴がみいだされる。

①慣習の継続性の実証が困難であるため、この慣習をよりどころとした入会行為が難航すること、②その入会慣行は封建村落と領主との関係のうえに成立したものであって、近代における支配関係の変革によって、入会慣行の法的根拠が消失すること、③入会行為を正当化する手続きが、近代以降の村落形態の変化にともなって変容すること（次節でみる区の役割の顕在化）、④領主による入会慣行の保護という様態が姿を消し、明治以来政府による入会制限・入会否認をこうむることである。

ではつぎに近代以降の入会の形態をみていこう。

(1) 小野武夫「部落有林野史」（『郷土史研究講座』第四號、雄山閣、一九三一年、所収）、一〇～一三頁。
(2) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』、岩波書店、一九六七年、二八五頁。
(3) 黒田俊雄『日本中世封建制論』、東京大学出版会、一九七四年、九〇～九一頁。
(4) 古島敏雄『近世入会制度論』、日本評論新社、一九五五年、一五～一八頁。
(5) 古島敏雄、前掲書、二五頁。
(6) 古島敏雄、前掲書、二六頁。
(7) 西川善介、前掲書、原田敏丸『近世入会制度解体過程の研究――山割制度の発生とその変質――』、塙書房、一九六九年。
(8) 小野武夫、前掲書、一四～一八頁。
(9) 西川善介「入会林野と村落の法律社会学的考察」（二）（『専修人文論集』一〇、一九七二年）、一三五頁。なお、領有権と所有権、封建的所有と近代的所有については、西川「マルクス共同体論の限界について――一つの体験から――」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第一二号、一九七八年）、「日本近世の土地所有権について――戒能通孝入会理論の擁護――」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第一三号、一九七九年）参照。
(10) 北條浩「共同体的『慣習』の一側面」（潮見俊隆・渡辺洋三編『法社会学の現代的課題――川島武宜教授還暦記念――』、岩波書店、一九七一年、所収）、八六頁。

(11) 北條浩、前掲書、八七頁。
(12) 北條浩、前掲書、八九～九〇頁参照。
(13) 北條浩、前掲書、九四頁。
(14) 北條浩、前掲書、九九頁。
(15) 北條浩、前掲書、一〇三～一〇四頁参照。

三　日本における入会の変遷(2)近代以降の変化

維新政府の林野政策の特徴としては、まず御林・藩有林の官有化（大蔵省・民部省管轄、明治四年）が挙げられる。これにともなって、同年の県治条例では官有林の伐採と牧場の開設には維新政府の認可が必要であり、倒木、枯木等の伐払、山野への栽植は県の専決処分事項であるとされた。この「山野」はおそらく村有・部落有・私有林野以外の山林原野すべてを指している。[1] しかし明確に村持林野を対象に指定した法文献がはじめてあらわれるのは山林原野にたいする地租改正の実施過程においてである。明治五年（一八七二）の大蔵省達「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」追加第二十六条に、「村持之小物成場山林之類ハ地引図中色分致シ可申事」とあり、また第三十四条には「村持ノ山林郊原其他地価難定土地ハ字反別而已記セル券状ヘ従前ノ貢額ヲ記シ肩ニ何村公有地ト記シ其村方ヘ可相渡置事」と記されている。この第二十六条・第三十四条の解釈には判断に迷う点があるとされているが、[2] ともかく林野地券の交付によって、村の所有地が確定されたわけである。またこの第三十五条には「両村以上数村入合之山野ハ其村々ヲ組合ト」することが定められており、数ヶ村入会の所有形態は組合形態であることが明確化された。

さて、御林・藩有林等の山林原野はいったん官有地へと編入されたのだが、その後漸次民有化がなされた。林野政策の詳細な展開については省略して、[3] この民有地への編入・払下げの実態を簡単にみておこう。

例として長野県佐久市大字常和（旧山田村・北沢村、明治初期は常和村、町村制の施行により平賀村に併合）・臼田町大字常和（旧清川村、明治初期は常和村、町村制の施行により田口村に併合）を取り上げる。この地域の明治八年（一八七五）の官有地と民有地の面積は表1に示した通りであるが、それによると官有原野は二三三町三反二畝二歩で、そのほとんどは旧山田村・旧北沢村の区域内に属している。一方、民有林は一〇五町五反三畝八歩であるが、うち四三・八％は旧清川村の所有である。したがって、山田・北沢分は官有地が多く（二一一町一反二畝二歩）、民有地は少ない（五九町三反四畝一六歩）。一方、清川分は官有地の記載はきわめて少なく（二二町二反）、民有地が多い（四六町一反八畝二二歩）。しかし、記載されたなかには、端数を持たずただ単に「一〇町」とのみ記されたも

表1　佐久市常和の官有地と民有地の変遷

(単位:町・反・畝・歩)

年	官有地	村有・部落有地	備　　考
明治8年	233.3.2.02 (211.1.2.02)	105.5.3.08 (59.3.4.16)	旧清川村を含む。 ( ) 内は山田・北沢分。(常和村『村誌』)
明治16年	194.2.3.12		『官有地秣柴御払下願』
明治41年	149.0.9.19		一部不明分を除く。(『官有地書抜帳』)
大正4年		347.2.5.06	所有者は平賀村・平賀区・常和区・両常和区。 (『村有 部落有 社寺有 林野毎筆調』)
昭和44年		350.5.6.23	所有者は佐久市大字常和区・両常和区。 (『佐久市大字常和区 臼田町佐久市両常和財産台帳』)

注:国有・村有・部落有山林原野のみの面積を示す。共有畑・社寺有地は除外した。

のがあり、また一般に、林野は台帳記載面積と実測面積とがはなはだしく相違しているといわれており[4]、これらの数値がどれだけ信用できるものかはわからない。ここでは、官有地と民有地の変遷をみるため、一応、各種の台帳に記載されている面積を明らかにして、それらの比較をおこなうことにしたい。なお、現佐久市大字常和(旧山田村・北沢村)の区域内の林野のみを取り扱う。

さて、明治八年の状況がこのようなものだったとすると、官有地は明治一六年(一八八三)に一九四町歩余、明治四一年(一九〇八)に一四九町歩余となり、明治期を通じて官有地は七割程度にまで減少したことになる。一方、民有地は大正四年(一九一五)には三四七町歩余になり、明治八年の五九町歩余の六倍近くに増えているが、昭和四四年の台帳記載面積はこれとほとんど同じであるから、常和においては、大正初期までの官有地の払い下げ・民有地化によって、山林原野の官民区分がほぼ確定したものであろう。

このような林野の変遷が生じたのは、もちろん明治政府の林野政策によるところが大きいけれども、ここで注意すべきことは、村の土地所有権が剝奪されてもなお秣柴採取権がただちにすべて否定されたわけではなかったことである。明治二六年に実施された入会慣行調査では、入会権調査書類目録は官有地ノ部と民有地ノ部とに分けられ、長野県知事が各郡長にあてた内訓第一三号(明治二六年六月二

二日）の第二項では、注意事項として「取調ヲ要スルヶ所ハ可成入会町村数ノ多キ官有山林原野二ヶ所及ヒ私有山林原野二ヶ所ヲ選ヒ之ヲ取調フヘシ」と記されている。このことから、早くとも明治二六年頃までは官有地への入会が公認されていたといえる。ただし、調査地によって（イ）官有地においては、入会権が否定されている、（ロ）官有地上に入会権が存在する、（ハ）官有地においては入会収益行為が制限された形において存在する、という三つの様態があるから、官有地入会権は無制限に認められたのではない。[5]

この時期に、官有地の払い下げによって生じた民有入会地の管理運営は区によって担われるようになった。常和区についていうと、山田・北沢・清川の三つの近世村が明治九年に合併して成立したのが常和村であったが、町村制の成立にともなって、山田・北沢が平賀村常和区へ、清川が田口村常和区へと再編され、二つの行政村へと分離されたのである。平賀村常和区内林野の所有者は、山田・北沢・清川（「両常和区」と表示される）の共有である場合が多く、他に平賀村（行政村）所有、平賀村常和区・平賀村平賀区共有、平賀村常和区単独所有などのケースがある。したがって、区による入会地管理といっても、平賀村常和区のみによる管理運営ではなく、両常和区共同管理である場合が多い。この場合、行政区画としては別々の行政村に属する二つの区による共同管理になるのである。

まず、区への官有地の払い下げがどのようにおこなわれたかをみよう。官有地払い下げのさいの取り決めを示す史料を二つ掲げる。

① 約束書

今般長野大林区署ニ於テ公告セラレシ字針ノ木字打越字上大久保字下大久保字菖蒲沢ノ國有原野特賣出願ニ付左ノ約束ヲナス

一字針ノ木字打越上大久保字下大久保四字ヲ平賀村常和区三分ノ二田口村常和区三分ノ一ノ権理義務トス

一字菖蒲沢ヲ平賀村常和区単獨ノ権理義務トス

南佐久郡田口村常和〔署名〕

明治三十五年十月五日

② 契約書

南佐久郡平賀村大字常和字日向上大沢日向中大沢日向下大沢國有原野縁故特賣出願ニ付キ契約スルコト左ノ如シ

一平賀村常和区同平賀区ト共有ニ拂下ゲ出願スルコト

一拂下代金ハ平賀区ニ於テ三分ノ二常和区ニ於テ三分ノ一ヲ支出スルコト
一拂下出願ニ関スル費用ハ両区各半額宛ヲ負担スルコト
一該國有原野調査費既拂金四拾円ハ両区各半額宛負担スルコト
一該國有原野ニ并在スル平賀区有ノ原野二□ハ該國有原野拂下ゲ代金ト同一ノ價格ヲ以テ平賀区ヨリ両区共有ニ賣渡スコト
一右拂下原野ハ共有トシ両区各二分ノ一ノ権利ヲ有スルモノトス
　但シ一方ノ請求ニ依リ分割所有スルコトヲ得ルモノトス
前記契約ヲ記スル為メ両区区會議員署名捺印シ契約書二通ヲ作リ各一通ヲ領置ス

明治参拾九年九月十七日　　平賀区会議員〔署名〕
　　常和区会議員〔署名〕
　　平賀村長　　〔署名〕

史料①は、両常和の共同出願にかかるもので、署名には田口村常和（清川）区民のみが記されているので、田口村常和区から平賀村常和区にたいして出された確約書だと思われる。ここでは、字針ノ木・打越・上大久保・下大久保の四字が両常和区の共有とされ、字菖蒲沢が平賀村常和区単独所有とされた。共有地分の権利義務関係は、平賀村常和区二対田口村常和区一の比率であり、払い下げ代金もこの比率によったと推定される。

史料②は、平賀村常和区と平賀村平賀区の共同出願によるものである。両区会議員とともに平賀村長も署名していることから、両区共有に関して、村長が調停役に立ったものと思われる。このケースでは、林野そのものの払い下げ代金は平賀村平賀区二対平賀村常和区一の比率で、その他の出願事務手続・原野調査費は両区で折半されている。権利義務関係は両区平等とされた。

このケースを史料①のケースと比較すると、払い下げ代金の負担比率と権利義務関係の比率とに整合性を欠くのは、第一に、平賀村常和区内地において他区（平賀区）の権利のほうが優越することの不自然さを回避したためではないかと考えられる。それではなぜ常和区・平賀区で均等の負担にしなかったのかという疑問は残るが、「一方ノ請求ニ依リ分割所有スルコトヲ得ルモノトス」という但書から推察すると、この常和区内地における利害は平賀区住民のほうがより多く有していた（そのため、平賀区は常和区との共同所有から切り離したい意向があった）ため、払い下げ代金は平賀区のほうが多く負担したが、契約上の権利関係は両区平等とし、しかし実際の林野の利用状況は平賀区の

ほうが優越することが両区で了解されていたのではないだろうか。第二に、すぐあとでみるように、平賀村常和区内地の防火等の管理には、もっぱら平賀村常和区民と田口村常和区民とがあたっているから、管理者たる平賀村常和区民にも二分の一の権利を認めたとも解される。

以上、やや不明な点もあるが、共同購入地における各区の権利義務関係は、おおむね購入費用の負担に応じて、また利用に際しての便宜や平等の確保を考慮して決められていると判断できる。

また、入会に関する取り決めとしては、規約ではないが、常和区民惣會議事録（明治四一年二月一五日）に、次のような記載がある。(6)

左ノ件ヲ議決ス

一山番ヲ附ス件

山番ハ十一月十五日ヨリ翌年五月十五日迄トス

三人ヲ一組トシ毎日勤務ノコト

但シ平賀村常和弐人田口村常和一人宛トス

山番方法ハ総代ニ一任スルコト

但シ山番勤務当日ハ総代ト同様ノ権利ヲ有シ臨機応変ノ処置ヲ為スコト

右防火ニ対シ賞与並ニ懲罰ヲ付ス其方法ハ惣代ニ一任スルコト

勤務者年齢ハ十七才以上トス

尚惣代ノ意見ニヨリ特免スルコトアル可シ

こうした取り決めがなされたのは、明治四〇年に常和で山林火災が発生し、約二〇町歩を焼いている事情からきている。消火活動は平賀消防組（行政村で編成）を中心としておこなわれた模様であるが、常和区独自でもその後の防火対策が必要だと考えられ、翌年常和区集会所においてこの区民惣会が開かれたのである。

防火・消火活動は、当然のことではあるが、官有・民有を問わず、また、平賀村常和区の単独所有か両常和共有かを問わず、常和区内の山林原野全域についておこなわれたであろう。なぜなら、所有権者の異なる林野の境界が複雑に入り組んでおり、それらを区別しながらそれぞれの所有者が山番をすることは技術的に不可能だからである。そして、その際、常に両常和区民が共同で（山田・北沢・清川各一人ずつで）勤務することが定められているのは、平賀村常和区内の民有林のうち、両常和区が共同所有するものがもっとも多いことに対応して、当区域の管理は全体として両常和区の共同連帯責任だと考えられたからであろう。

両常和区は、明治前期の一時期のみ常和村という一つの行政村をなしていたが、その後は現在にいたるまで別々の行政区画に属している。したがって、平賀村常和区と田口

村常和区とは別々の財政を持っているが、入会地の管理運営に関しては両常和区共同の帳簿を用いている。区の帳簿と入会共同体の帳簿との比較分析は、近く別稿でおこなう予定であり、ここでは紙幅もないので省略するが、おおむね、平賀村常和区の財政から入会関係の諸経費が両常和区の財政にたいして支出され、両常和区の財政において決算された後、平賀村常和区の財政へと還元されるという手続を踏んでいる。こうした点に、区と入会組織との連携構造がみいだされよう。

さて、戦後の入会地の変遷について述べるスペースはないのだが、最近の入会地をめぐる状況について、二点だけ指摘しておく。まず第一に、入会林野近代化法（昭和四一年）施行後、林野の所有形態は生産森林組合および農業生産法人などの共同所有形態が全体の約七〇％を占めるにいたり、当初、個人所有は少なかったが、昭和五九・六〇年頃に、林野一般の開発・林業の個人経営の希望の増加にともなって、個人所有への移行が多くみられる[7]。こうしてようやく日本でも林野の個人所有への道が開かれ、封建入会的所有・利用関係の後退が実質的にはじまったと考えられる。

第二に、入会地の所有主体が個人単独所有・数人共有・多数記名共有・部落員全員共有へと分化するにつれて[8]、個人の持分権が明確化し、村事項としての日本的入会から民法上の共有に近づいていくのである。[9]

以上の概観から、村落と入会の日本的な特徴をまとめてみたいと思うけれども、その前に考察したいことがある。それは、日本の共同体理論が多くを負ってきた大塚久雄の『共同体の基礎理論』についてである。大塚理論はその多くをドイツ共同体分析に負っているが、ドイツ共同体の史的研究は、近年定住地理学や定住考古学の分野で大きな成果を挙げつつあるので、大塚理論だけを紹介するのでは不十分であろう。

そこで、つぎに、ドイツの村落共同体について、なるべく最近の実証研究の成果をとりいれながら概観し、日独比較の視座をみいだしたいと思う。

（1）北條浩『林野法制の展開と村落共同体』、二二頁。
（2）北條浩、前掲書、二四～二五頁参照。
（3）明治期の林野法制の展開については、北條浩、前掲書、同『明治国家の林野所有と村落構造――長野県木曽国有林の存在形態――』、御茶の水書房、一九八三年、参照。
（4）西川善介によると、一九六〇年の統計で、「国有林の場合は、台帳面積の上で問題にする限り、一般に実測面積が少なく、台帳面積約千町歩が実測で約五〇町歩といった国有林もあるほどである。その国有林と対照的なのが私有林で、平均台帳面積の約三倍が実測面積だと一般にいわれている。しかしこれもケース・バイ・ケースで、平均して一〇倍に近いところ

があるかと思うと、一、二倍に過ぎない先進都市周辺の山間部などもある。」（西川善介「入会林野と村落の法律社会学的考察」（一）、『専修人文論集』九、一九七二年、七〇～七一頁）。

（5）森林所有権研究会編『明治二十六年　全国山林原野入会慣行調査資料　長野県』所収「解説」（北条浩執筆）、一二～二〇頁。

（6）なお、成文化された入会規約は、黒木三郎・熊谷開作・中尾英俊編『昭和四九年　全国山林原野入会慣行調査』（青甲社、一九七五年）所収の各資料および前掲『林野入会権――その整備と課題――』の資料編に掲載された長野県南佐久郡小海町稲子・福井県三方郡美浜町新庄・島根県隠岐郡西郷町東郷の規約がある。

（7）前掲『林野入会権――その整備と課題――』、四五～四六頁。

（8）前掲書、四九頁以下参照。

（9）前掲書、五三頁以下参照。

四　ドイツにおける入会の諸特徴

ヨーロッパの林野の歴史には、ビューヒャーにならって、四つの段階があると考えていいであろう。

（一）古代：林野は人類の敵・文化の障害・交通の妨げであり、耕地の拡大の阻害要因にすぎなかった。

（二）中世：農業経営を支える諸物資・資源の供給地として、林野の使用価値が追求された。

（三）一六～一八世紀：建築材・加工材・薪炭材の供給源として、林野の交換価値が高まった。

（四）一八世紀以降：入会地は減少し、林野の大部分は私有地になり、営利的林野経営がなされた。[1]

したがって、入会が村落においてもっとも重要視されていたのは中世から一八世紀頃までであるから、この時期のヨーロッパの入会をみていくことにする。

もともと、ある土地が入会地・共有地（Allmende）であるということは、それがいかなる個人の所有でもないということである。この入会地を所有の対象とみない観念には、領主の所有でないという含意もあったであろう。というのは、散在的土地領主制では、領主の所領と村落の範囲とが一致しないため、領主支配が村落の慣行たる入会の統制に直接には結びつかないからである。この散在的土地領主制は中世初期からすでに一般的なものであったことが近年のドイツ史研究によって明らかになりつつあるが、[2]この理解によるならば、領有地支配である領主支配が直接に村落そのものの支配に結びつくわけではないから、領主の所有ないし利害にかからない限りでは、入会慣行にたいして、領主支配が強力に働いていたとは考えにくい。しかし、領主も領土において入会権を持っていたし、領主支配が入会権の制限にまで及ぶとき、この無主の地の所有権をめぐって領主と農民との間で激しい対立が起きる。のちにドイツ

農民戦争において、入会慣行・共有地運営の維持確保は農民側の強い要求だったのである。

さて、ドイツ農村の原初的形態は、定住地理学・定住考古学による解明が近年盛んであるが、四戸から一〇戸程度のきわめて小さなグループを源初として、それが散村・分散村落（複数の中心をもつ）・まとまりのルースな小村・密集村落などのタイプに分化し、それぞれの集落形態別に固有の耕地形態をもつという過程をたどったらしい。[3] そして七～八世紀頃からはじまる集村化とそれにともなう領主支配の変化とは、入会のありかたを含め、村落形態にさまざまな影響を与えたと思われる。[4]

入会慣行と領主支配との関係において注目されるのは、下って一二～一三世紀頃に、在郷小領主層のうちの有力者が、新興封建領主として他の小領主を従属化し、領域的な統一支配圏を形成したことである。そしてそれはもはや私的なグルントヘルの資格にもとづく支配ではない。[5] この時代は「一方では有力豪族が高次の支配を確立するチャンスであり、他方では土地領主を克服して村落がその団体性を強調する好機であった」。[6]

このような新興有力豪族と農民層が顕著な対立をみせたのが、一五世紀後半から激化する農民の反乱、そしてその集約点たるドイツ農民戦争であった。このなかで、領主と村落との鋭い対立の焦点となったのが共有地利用の問題である。

農民戦争のなか、上シュヴァーベンで出版された一二箇条の要求書の第五条は、「いかなる森林であれ、聖俗の権力がそれを購入せずに所有している場合、それは再び全共同体に返還されるべきであり、しかるべき方法で共同体の自由な処分にゆだねるべきである。」「ただし、そのためには、共同体によって選出された役員の許可をえなければならない」と主張して、村民入会権を擁護し、領主の林野占有に反対している。[7]

ブリックレは、上シュヴァーベン地域の個別的抗議書・要求書の数量分析をおこなっているが、狩猟・漁獲・木材伐採・共有地についての要求は八一％にのぼり、なかでも木材伐採の保証あるいは拡大（六一％）、共有地権、放牧権（四六％）を主張するものが多い。その一方、狩猟権の要求は二割程度にとどまる。[8] したがって、農民にとって、狩猟の地としての用益権よりも木材利用権の享受のほうが重要だったのである。[9]

中世末期、上シュヴァーベンの農民は、ブナ材を木炭にし、あるいは木材を販売することで付加的な収入を得ることができたが、一五世紀末から一六世紀初頃には木材伐採が禁制され、森林放牧権も大幅に制限されるようになった。これは、ひとつには、都市が森林を購入して、木材供給者の意向に左右されないよう努めたことと、領主が自らの持

分を拡大し保護しようとしたためであった。またいまひとつには、オークやブナは鹿や猪の食糧源であり、彼らのすみかとなるから、領主がその狩猟の対象を保護しようとしたためでもあった[10]。森林放牧（家畜類の幼芽食）は、若木の成育を妨げ、森林内への農地拡大もまた森林の荒廃を進めた。だから若木林は三年から一〇年間禁制林とされたのである[11]。

逆に農民の側からいうと、領主の狩猟熱は農民に狩猟賦役や猟犬飼育の負担を押しつけることになり、野獣保護は、この野獣類による耕地荒らしの危険性を高めるものであり、森林保護は、木材用益権を侵害し、燃料の確保を困難にし、牧草地・ぶどう園・農耕地等の拡大を阻止する不当なものであった。また家畜類は冬期以外は放牧され、そのため広大な放牧地が必要とされ、牧場・原野・湿地・沼沢地・森林・休閑地・収穫後の耕地等が利用されたのだが[12]、領主の狩猟権確保はこの放牧可能な土地の範囲を制限することにもなった。

このように、森林放牧権と狩猟権とをめぐって、領主と農民との間に大きな対立があった。この点で日本とは様相を異にする。日本では、中世の在地領主の利害は私的所有の拡大にあったが、これはたびたび天皇権力による阻止に遭った。また、幕藩権力の入会地と入会慣行にたいする態度は、地力確保と生産力維持のための入会の容認と、入会地の荒廃化を防ぐための入会地保護であった。ここで領主権力は領有権を主張しはしたが、農民の利害を無視してまで自らの用益権を主張しはしなかったのである。そのため、領主権力と農民とはこの問題をめぐって鋭く対立することがなかった。一方、ドイツでは、林野の利用方法をめぐって領主と農民とが真向から対立しており、ここから、林野の私有化が領主にとっての主たる課題となるのである。

以上、領主権と入会との関係についてみてきたが、次に村落と入会との関係を概観しよう。

伊藤栄にしたがって、西南ドイツの共有地利用の実態をみてみると、おおむねつぎのようになる。

まず放牧権についてであるが、前述のように、原野・牧場だけでなく、休閑地・収穫後の耕地も放牧に利用される場合は、それらも放牧地（Weide）とみなされ、共同体員はそこでの放牧権（Weiderecht）を保有した。「放牧権は共同地用益権（Allmenderecht）の一部であり、共同地用益権は本来農耕地或いは村落内の家屋敷の附属物的性格を有し、且つこれら要素と共に「フーフェ」概念を構成したのであった[13]」。

村に居住する農民全員がこの共同放牧権を有しており、また一定の期間内においてのみそれが認められており、さらに、放牧は牧人のもとに共同でおこなわなくてはならなかった。この牧人は共同体または村長かヘルによって任命

され、彼は村民から報酬を受け取る。これはたとえ牧人に家畜を委託していない農民であっても報酬支払いの義務があった[14]。

放牧は農民の自己所有の家畜のみについて承認され、他人の――特に商人の――家畜の放牧はきびしく取り締まられた[15]。放牧しうる家畜数は各人平等とするか農耕地面積に従って規制されるかであり、森林における家畜樹実を利用する放牧についても同様の規制をうけた。なお、ヘルやグルントヘルも放牧権を有していたが、この森林放牧においては、彼らが特権的に家畜放牧の優先権を持っている場合が稀ではなかった[16]。

なお、牧草地について、家畜の需要にしたがって乾草づくりがおこなわれたが、乾草の売買は固く禁じられていたので、結局各自の牧草地での乾草をつくりうる量によって、各自の持ちうる家畜の数に限りがあったのである[17]。

入会地を利用する権利を有するフーフェ保有農民およびその全体たる共同体の権利関係については、地域差とともに、共同体と領主権力との二元関係のなかでさまざまな様態を示したが[18]、共有地用益権の一般的特徴は、次のようである。

第一に、この権利はフーフェ保有農民の権利であり、フーフェを所有することが共同体員たる基礎的条件でもあった。

第二に、フーフェを持つだけではなく、彼自ら農耕に従事していなくてはならなかった。

第三に、彼自身の独立した生計・家計を営んでいなくてはならなかった。

第四に、現実に村内に居住していなくてはならなかった。これは村のなかに家屋を持つことと関連しており、村のなかに家屋を持たない者は木材の伐採を禁じられるなどの制限をうけた。

第五に、以上の条件を満たしている者は、身分の如何を問わず（騎士であれ貴族であれ牧師であれ）、共有地用益権を持つことができたのである。このことはまた、この権利が国王・皇帝その他の権力から与えられたレーエンではなく、共同体成員すべての固有の権利だということも意味した。

第六に、共有地用益権は農耕地と家屋の付随物と考えられており、これらと切り離して売買・譲渡することは認められなかった。しかも農耕地や家屋・屋敷地が売却・抵当入れ・賃貸・相続などされるときにも、村落共同体（場合によっては領主）の許可が必要とされ、これらの土地や用益権の先買権は村落共同体員が有していた。このように、共有地用益権が非村落共同体員の手に渡るのを防ぎ、共同体員の排他的利用が保障されていたのである[19]。

なお、農村在住の手工業者は、村落生活に必要不可欠な

最小限の数に限られており、彼らは、共同体および領主の承認を得なくては村内で営業することができなかった。許可された手工業者は、「村抱え」（デミウルギー）の職人として、必要な材木・燃料等を共同体から提供された（食糧を保証された場合もあった）。その限りで、彼らもまた共有地の利用者といえるけれども、反面、彼らは、村落居住者にたいしてのみ製品を売り、それも村および領主が定めた公定価格で売却しなくてはならないという厳しい制限をうけていた。したがって、彼らは単に封建制農業経営を支えるためにだけ共有地を利用することが許されていたにすぎず、固有の権利として用益権を持っていたわけではなかった[20]。

第七に、共有地の利用は自由かつ平等が原型であったと思われる。しかし共有地用益権の家屋・農耕地からの分離と売買がはじまり、その結果、多数の共有地用益権が同一人のもとへと集中されるようになった[21]。また森林資源の減少・他村落や領主の侵害に対応して、村落共同体自身の手によって木材採取・放牧家畜数などの制限がなされるようになったと考えられる。ここで共有地用益権の総量が確定されるとともに、一村落の共有地用益権の数も固定されるようになった[22]。さらにこれにともない、村落共同体員数の制限、外来者の制限と共同体員の子弟にたいする権利許可金の賦課、農家戸数・家屋敷数・フーフェ数の固定がなされるにいたる[23]。

ところで、栗生武夫の整理によると、村民の権利には四種類あったとされる。

（一）全権村民（vollberechtige Genosse）：村の政治に参与し、入会地利用の権利を有し、村費用を負担している村民。家屋と世帯と耕地を持った者。ただし、屋敷地（Hofstatt）を持つ必要はなかった。他所者を全権農民とするには村または領主の承認を必要とした。

（二）半権村民（halbberechtigte Genosse）：村の政治に参与できず、入会地利用の権利を制限され、村費用の負担を軽減されている者。家屋と世帯は持っているが耕地を所有しない者。村職人（Dorfhandwerker）がこれにあたる。

（三）無権村民（nichtberechtigte Genosse）：村の政治に参与できず、入会地を利用できず、村費用を負担しない者。家屋を有しない者。借家人、特に借家住まいの職人。

（四）名誉村民（Ehrgenosse）：全権村民と同一または近似の待遇を受けている者。牧師・教師など[24]。

この分類を共有地用益権の基本的形態と照らし合わせてみると、（二）（三）の半権・無権農民は村抱え身分の者を指すと理解できる。（四）の牧師と教師は、手工業者のよ

うに、農業経営に欠かせない器具の生産をおこなうわけではないが、村落生活に不可欠の文化的側面を担う者であることから、とくに優遇されていたのであろう。したがって、村民権は、フーフェを所有する共同体員の権利と共同体の経営・生活に付属する諸部分との二種で構成されているとみなしてよかろう。

共同体員の権利に関して、支配と権利関係の連関からして、領主の私的所有地にたいする入会は領主への用益料の支払いが必要であり、入会地の私的所有がない場合でも家屋と耕地と世帯を持つことが入会地利用にたいして大きな意味を持っている。家屋は村内居住の証であり、耕地は農耕従事の証であり、世帯は独立した生計・家計の証であった。この三要件を備えていれば共有地用益権を承認され、またこの権利はレーエンとしてではなく、共同体員固有の権利として与えられた。このような共有地用益権は、支配にたいする共同体権益の主張という性格のものであって、日本の入会権が領主権力による保護をうけたのとは異なり、基本的に支配の側からの権益の承認保護という性格をもっていない。だから、日本の入会紛争が村対村で展開され、領主自身は入会地用益権を主張することが少なかったのにたいし、ドイツの共有地用益権問題の多くは村落共同体対封建領主という形をとった。領主も共有地において利用権を保有しているので、共同体と領主とが共有地利用という同じ地平で権利を争ったのである。

ドイツの共同体においてはフーフェによる構成と村落共同体の自治とが基本になっており、支配の側からの村構成という性質の強い日本の村落共同体ときわだった対照をみせている。こうした共同体の類型と変容については、次節で考察することにしよう。

(1) 栗生武夫の紹介による。栗生武夫『入會の歴史其他』、日本評論社、一九四三年、三〜五頁参照。

(2) 伊藤栄『ドイツ村落共同体の研究』、弘文堂、一九五九年、同『ドイツ封建社会発達史研究』、弘文堂、一九六三年、増田四郎『西洋中世社会史研究』、岩波書店、一九七四年、橡川一朗『西欧封建社会の比較史的研究』、青木書店、一九七二／八四年、同『ドイツの都市と農村』、吉川弘文館、一九八九年、水津一朗『ヨーロッパ村落研究』、地人書房、一九七六年、野崎直治『ドイツ中世農村史の研究』、創文社、一九八〇年、瀬原義生『ドイツ中世農民史の研究』、未来社、一九八八年、など。

(3) 野崎直治「ドイツ中世初期の村落形態と農業」、野崎、前掲書所収。

(4) 増田四郎、前掲書、二〇七頁以下参照。

(5) 増田四郎、前掲書、二五四〜二五五頁参照。

(6) 増田四郎、前掲書、二五六頁。

(7) Peter Blickle ,Die Revolution von 1525,1975／1981.(前間・田中訳『一五二五年の革命——ドイツ農民戦争の社会構

造史的研究――』、刀水書房、一九八八年）、三五〇頁。
(8) ブリックレ、前掲邦訳書、三六頁。
(9) 修道院領・都市施療院領の農民はこの要求を掲げていない。聖職者や市民は狩猟にほとんど興味を示さなかったため、森林で野獣が保護されることもなかったからである（ブリックレ、前掲書、五五頁）。
(10) ブリックレ、前掲書、五三～五四頁。
(11) ブリックレ、前掲書、一〇二～一〇三頁参照。
(12) 伊藤栄『ドイツ村落共同体の研究』、二四五頁参照。
(13) 伊藤栄、前掲書、二四六頁。
(14) 伊藤栄、前掲書、二五八～二五九頁。
(15) 伊藤栄、前掲書、二六三頁。
(16) 伊藤栄、前掲書、二六三～二七二頁。
(17) 伊藤栄、前掲書、二七二～二七五頁。
(18) ブリックレ、前掲書、一一五頁以下参照。
(19) こうしたありかたを、大塚久雄は、共有地の「持分化」とよんでいる。大塚『共同体の基礎理論』（『大塚久雄著作集』第七巻、岩波書店、一九六九年、所収）、三七頁。
(20) 伊藤栄、前掲書、二九四～二九九頁。
(21) 伊藤栄、前掲書、三〇八頁。
(22) 伊藤栄、前掲書、三〇九～三一一頁。
(23) 伊藤栄、前掲書、三一二頁。
(24) 栗生武夫、前掲書、六三～六八頁。

五　入会と村と共同体

日本の共同体の特徴として挙げられるのは、それが土地の共有を基礎としておらず、もっぱら、入会地と――本稿では取り上げなかったが――水利権の所有とが共同体の紐帯となっていることである。

しかし、一般に、この紐帯たる共有地は、農村における土地市場の形成につれて弱体化する。この点を指摘したのは大塚久雄であった。彼によると、「封建的共同体はおよそ「農業共同体」の最終形態であり、封建社会は共同体的土地占取の上に築かれた諸階級社会のうちの最終段階となる」[1]と位置づけた上で、次のような展開過程を示した。まず封建的共同体の崩壊過程のなかで、共同体内部の過剰人口がしだいに「日雇」化しはじめ、その日雇層や過小農の職人化が進み、また都市職人層が農村へと流入することによって、農村工業の基盤が形成される。つぎにその結果として、土地市場が成立し、またエンクロージャ――――共有地のエンクロージャーを含む――が開始される。この過程の中で、共同体の構成とその規制の重心はますます共有地に集中されていく。そしてついに共有地が完全に分割され、消滅するとき、封建的共同体は終局的に崩壊する[2]。

この点で、日本では、農村に工業の基盤が成立するのを

はばむものとして、過剰人口が寄生地主制の成立展開のなかに吸収されたこと、共有地の分割私有化が進まなかったこと、また旧村的結合が維新政策によって廃絶されず、それは区による入会地管理として共同的利用形態を「慣習」として残したことが挙げられる。

ところで、大塚によると、共同体は、土地を占取し、成員の労働によって直接その土地に関係することによって、自己を再生産していくのだが、この共同体的土地所有形態は、「アジア的形態」・「古典古代的形態」・「ゲルマン的形態」の三種に分類されている。

「アジア的形態」として、インドに例がとられる。土地の共同占取の主体は大血縁集団ゴーツであった。村落マルクのなかでは各大家族が所有する男系世襲のヘレディウムが成立し、村落マルクを除外した残余の部分はゴーツ全体の共同マルクであった。この共同マルクの管理は、ゴーツ全体（家長会議）の監視と統制のもとでおこなわれた。共同マルク（シャーミラット）はゴーツ全体の決定によって各大家族に能力と必要に応じて実質的平等が確保されるように分配された。

こうした「アジア的形態」の共同体は、すぐれて「部族」共同体であり、そのなかに村落や家族のような従属的共同態が形づくられている。土地の永続的な私的占取はヘレディウムとしてわずかに橋頭堡を形づくっているにとどまり、土地の主要部分は共同マルクとして部族共同体自身による直接の共同占取のもとにおかれている。[3]

つぎに、「古典古代的形態」では、血縁制的規制は決定的に弛緩し、生産力の増大、労働用具の家族内蓄積の増大に照応して、家族内部の「家父長制的支配」が強化され、その物質的基盤たるヘレディウム私有も強固なものとなっている。

ローマの例では、共同体自体の占取・所有のもとにある公有地（ager publicus）にたいして、各市民は平等に先占（occupatio）権を有していたが、これを市民が私的に占取使用しはじめ、しだいにそれを完全な私有地と化していった。こうして形成された私有地（ager privatus）（ヘレディウムに先占地（ager occupatorius）を加えたもの）がフンドゥスと呼ばれるものである。それは土地の私的所有の周辺部分への強力な拡大をもたらし、その一方で公有地は戦士共同体としての都市の管理下におかれるようになる。公有地は、共同体全体の共同需要をみたし、戦士持分（フンドゥス）の不足分を補う役割を担う。そして市民は戦士として公有地の防衛と新たな占取にあたらなくてはならない。こうしたかたちで公有地とフンドゥスとの並存・緊張対抗関係が成立しているのが特徴である。[4]

「ゲルマン的形態」においては、部族的・血縁制的な関係ははじめから決定的な意味をもっておらず、また半都市

的戦闘組織でもなく、土地占取者の隣人集団たる村落であり、村落の自治機関がはやくから発達していた[5]。また家父長的小家族制のもとで、共同体的に占取された土地は共同体内の家長において分割され私的に占取・所有・相続されるものとされた（フーフェ制度[6]）。

大塚のいう（1）宅地・庭畑（Hof und Wurt）（2）共同耕地（Ackerland）（3）共有地（Allmende）の三つの部分からなるゲルマン的村落共同体像において、共有地は庭畑地と耕地の共同態的付属物となり、総有地における持分（フンドゥスとちがい、具体的に数え上げられるもの）として私的占取の対象となっており、これは形式的平等性（必要と能力に応じたやりかたではなく）を原理としていたという[7]。

大塚はここで耕区制を要としてゲルマン的共同体を理解するという立場を表明しているが[8]、これには水津一朗による批判がある。これはつぎの四点にまとめられる。

第一に、大塚は三圃制を取り除いて、ひたすら耕区制のうちにのみ中世共同体の基礎をみようとした。しかし三圃制から切り離された耕区制が特殊なヨーロッパ的外被をかぶらずに共同体発展の一段階の特質を集中的に表現していると断定できるであろうか。

まず、保有地は、耕区（Gewann）よりもむしろいくつかの耕区からなる耕圃（Zelge,Feld,Flur, Ösch, Schlag）ごとに行われた。そして耕圃が所有配分の単元としての機能を帯びるのは、さまざまな輪作、とくに三圃農業が耕圃ごとに共同で営まれる場合である[9]。

第二に、肥料管理、土壌侵食の防止のため、「畑作自体の中に肥料源として家畜の放牧を積極的にくりこまなければならない。畑作の集約化にともなって休閑地が放牧と深く結ばれたのも、耕地自体の地力維持をはかるためであった[10]」。そして耕地の拡大による放牧地の縮小を森林放牧で補足するやり方では、「ウェストファリアでは、カシ白樺林の植生が過放牧のためにヨモギのフォーメイションに遷移し、牛や豚の飼育そのものが困難になった事例があるし、タウヌス（Taunus）山地のフェルトベルク（Feldberg）盆地では、18世紀、休閑放牧地にじゃがいも栽培が普及し、山村につきものの食糧難が解決された反面、放牧地が林間に圧迫されたために森林が荒廃し、近代森林管理法の成立まで、この面から村の生活が逼迫した例がある[11]」。このように、畑作と放牧と森林の三者の有効利用が生産力維持の要であることが主張され、大塚理論における生産力軽視が批判されている。

第三に、畑地・牧地・広葉樹林の間に互換性・代替性があった。「水稲栽培は、気温と水利にさえ恵まれると、無畝肥に近い粗放経営で連作しても、反当り一石程度の収量があるといわれる。ところがゲルマニアのばあいには、畑

作と牧畜の二軸が連鎖し、両軸の歯がうまくかみあうとき、はじめて生産力が維持できる。大塚の所謂「耕区制」の基本的な要素である持分が、初期には各農民の耕地保有量に比例した放牧権や採草権をも含んでいたのは、このようなヨーロッパ独自の基礎地域のしくみを反映したものであった[12]」。

第四に、大塚がローマで公有地が不足したとき成員は外に向かって土地奪取を企てたといった。この生産力発展として、ゲルマニアでは粗放穀草農業(wilde Feldgraswirtschaft)にかわる三圃農業の発達を挙げることができるから[13]、生産力発展のかなめとしての三圃農業を軽視するならば、ローマと比較して、共同体の基礎的類型化に整合性を欠くことになる。

水津は、以上のような批判を展開し、三圃農業・放牧・森林を生産力維持の視点からみていくことの重要性を指摘し、共同体論のありかたについて、つぎのような重要な指摘をおこなっている。「農地が本来、作物栽培や家畜飼育のための生産の場である以上、所有単元も、地形や土質を始め、経営上の諸設備によって規定されるのは当然であろう。したがって、所有単元と経営単元との間には、きわめて密接な相互関係があるはずである。そのためもあって、わが国といわず、ヨーロッパの農地研究においても、従来、両者の形態を区別せずに分析を進めることが多かった。ただわが国の水田経営においては、簡単には改変しがたい灌漑用水施設を必要とし、かつ、用水配分上の共同体的規制が、微妙に地形に対応した零細な農地区画ごとにからみついているので、その区画を所有上でも経営上でも用意には変えることができない。長い歴史の中では、所有と経営の単元はさまざまな変化をみたと考えられるが、それにもかかわらず明治以後の地籍図から復元される所有一筆農地は、大縮尺の航空写真から判読される経営上の一筆農地と重複することが少なくないことも、ここで確認すべきであろう。

ところがヨーロッパの畑作においては、わが国のような用水上の配慮をほとんど必要としない。経営区画は、経営上の諸事情によって比較的簡単に変化する可能性が高い。かつ、水田に比べて、所有一筆農地面積が数倍も大きい畑地では、所有一筆農地の内部に、さまざまな畦や溝がつくられることが多く、これが所有界とまちがえられやすい。このような混同から来る農地形態についての判断のあやまりは、上述の諸学説にもしばしばはいりこんでいる[14]」。

以上のように生産力維持＝経営の実態を正確に把握しなくては共同体論は成り立たないという点には十分に留意する必要があるだろう。その上で日本の共同体を考えてみると、大塚の想定した「アジア的形態」のように「部族」的共同体が土地の主要部分を直接共同占取していたのではなく、むしろ土地の私有化が進み、入会地についても村によ

る管理規制と共同利用とが相互補完していた。また古典古代的形態がフンドゥスの増殖をもたらしたのに対し、日本の近世の共同体においては、私有地は貢租や賦役による支配の側からの規制が強く、つまり領有権が強力であるために、生産力の維持発展が上からの指揮下で展開された。そしてゲルマン的形態が共同体的土地占取のなかで各農民の持分を平等に確定し、畑地・放牧地・林野の合理的運営によって生産力維持に努めたのに対し、日本では林野の管理維持は水田耕作のための用益権と領主による林野保護から規定されている。

このように、所有と経営の関連をみることの必要性は、またその所有と経営とが支配からどのように規定されているかをみることの必要性をも示唆するものである。そこで入会地の問題を支配とのかかわりでとらえようとする場合、入会地の所有権の問題とともに、支配の入会慣行への介入が問題にされなくてはならない。ドイツでは、それは領主と農民との利害をめぐる闘争という形態をとり、最終的には領主の私的占有をもたらしたが、日本では領主による占有の否認と共同体的利用の容認とが、領主と村落共同体との衝突を回避させる機能を果たし、林野の私的所有を成熟させる機会を縮小させつづけたといえる。

日本の場合は支配の側からの社会構成という側面がきわめて強く、このことが村落自治に与えている影響力もまたきわめて強い。入会についていえば、入会地利用の円滑化と林野の保全は、幕藩権力の要請であり、また維新政府の要請でもあるのだが、それを村の側の責任に転嫁して、民有官有を問わず共有林野の管理運営を村あるいは区に委ねる方策をとったのは、きわめて巧妙であったといわなくてはならない。

入会が支配とかかわっていることは以上みてきたとおりである。日本の場合は、とくに家は経営体としての性格をのみ持つのでないことが[15]、入会のありかたに特殊性を刻印したと思われる。もちろん、入会は農業経営と不可分に結びついているものだから、経営体としての家の権利として展開され、またその家の集合体としての共同体の事項でもあり続けてきたことはまちがいないであろう。しかし入会権のもつ意味はそこにとどまるものではない。家の権利たる入会権は村の承認管轄事項でもあったのである。村における公民権は常に家に賦与されており、入会権もまた家に賦与された。家の権利義務は常に村事項と観念されていたから、入会権は共同体事項であるとともに村事項でもあった。ただ、すべての家に平等に権利が賦与されたのではなかった点に入会権の特殊な性格があった。だから、入会権は、家と村と権利者集団との三者の連関において把握されなくてはならない。

こうして家の二つの結合体、すなわち村と共同体（共同

管理組織）とが入会地管理の二つの主体としてあらわれるのである。

ドイツの共有地利用においては、基本的にすべての村落共同体員が身分の如何にかかわらず共有地利用権を持っている。共有地の規模が成員全体の自由な利用を可能にするほど大きなものであった時代（九～一一世紀）にはその権利は各人平等であったけれども、人口の増加・植民と開墾の進展・手工業や鉱山業の発展によって、また領主層による共有地への支配権の拡大の動きに影響されて、農民が自由に利用しうる共有地は次第に減少し、漸次その利用に制限が加えられることになった[16]。

日本では、中世から近世初期にかけては各家で入会権に大きな格差があったが、それ以後、地域差をともないながら、現在にいたるまで徐々に平準化されていくのが通常であり（ただし、農業をやめるなどの理由で入会権を失うケースもある）、こうした惣村入会は基本的には現代まで慣行として続いている。

その一方で、日本では、支配の側からいうと、村が公的地域団体として認められたものであるから、対外的には村が入会結合体を代表するものとして顕在化することになる。また運営面からいうと、行政区の財政と入会の財政とが区別されており、しかもこの両者が密接に結合されている。常和の例では、区の財政は入会組織の財政の前提になっており、かつ入会財政は区の財政に還元されるべき性質のものでもあったのである。

しかし区と入会地共同管理組織による入会運営がうまくいっていたと考えることはできない。それは村民権のあり方と密接にかかわっており、家成員に組みこまれた形でのみ村民権が成立しうるという日本の村の特殊性を踏まえ、この村（近世村）が近代以降こうむってきた法的地位の変化の意味するところを、入会主体の変貌として考察するならば、家の権利としての入会権は、当然、一戸一権を原則とすることになる。また、入会にとって不可欠なのは家と村であったが、このうち村は、まず明治期に行政区画から外され、おおむね区として行政村の下部に組み込まれた形で存続しつづけたが、今日、入会に関する紛争に際して、村（近世村）は独立の権利主体とは認められてない。したがって、近代以降、入会権利主体は家とのみ法論上設定される[17]。このことから、近世村的結合体と行政村・国との間で権利の主張に齟齬をきたし、紛糾のもととなった。こうした旧村と近代の村との差異からくる入会の矛盾は、支配と共同体との関係の危機を示すものだが、今日、入会はその共同性を団体的・組合的形態によって存続させて、なお農業経営の支えでありつづけている。

(1) 大塚久雄「封建制から資本制への移行——とくに農業「共同体」との関連において——」一九五四年度土地制度史学会秋期学術大会綜括報告要旨」(大塚久雄、前掲書所収)、二六二頁。
(2) 大塚久雄、前掲書、二六四～二六五頁。
(3) 大塚久雄『共同体の基礎理論』(前掲書所収)、四八～五三頁参照。こうした大塚のインド共同体論にたいしては、小谷汪之の批判がある。つまり、土地の共同所有形態はインドの原始的形態ではないこと、土地の共同所有形態は、上層農民が村落の土地を独占的に所有し、自分たちでは耕作しえない土地を共同所有地として小作に出していたものだったこと、実質的平等をしめす資料はないことなどである。総じて、大塚がアジアを非ヨーロッパ的なものとして想定しすぎる点には注意が必要だと思われる(小谷『共同体と近代』、青木書店、一九八二年)。なお、インドの中世農民が自分の耕作する土地にたいして私的所有権をもっており、また農民株の売買に付随して、土地がひろく売買されていたことについては小谷『インドの中世社会——村・カースト・領主——』(岩波書店、一九八九年)四〇頁以下参照。
(4) 大塚久雄、前掲書、六八～七一頁、七四～七六頁。
(5) 大塚久雄、前掲書、八三～八四頁。
(6) 大塚久雄、前掲書、八七～八八頁。
(7) 大塚久雄、前掲書、九〇～九三頁。
(8) 大塚久雄、前掲書、九四～九八頁。
(9) 水津一朗、前掲書、五～八頁。
(10) 水津一朗、前掲書、一六～一七頁。
(11) 水津一朗、前掲書、一七頁。
(12) 水津一朗、前掲書、一七～一八頁。
(13) 水津一朗、前掲書、二三～二四頁。
(14) 水津一朗、前掲書、五九頁。
(15) 長谷川善計「日中比較社会構造論——近代化への歴史的諸条件——(上)」、(『社会学雑誌』第六号、神戸大学社会学研究会、一九八九年)、一三二～一三三頁、一四六頁以下参照。
(16) 伊藤栄、前掲書、二九四頁。
(17) 比較家族史学会大会(一九八九年一一月二五日、神戸大学)における北條浩報告による。

おわりに

本稿で考察の対象としたのは主として入会慣行と近世村と近代以降の行政機構との連関構造であり、またその構造のドイツとの比較検討であった。

入会地利用権と所有と領有との明晰な把握、とくに明治期の区による入会地管理についてはあらためて資料分析をするつもりであるが、そのさいに、入会慣行は固定的なものでないこと、共同体と支配との関係が日本では特殊であること、土地の共有という共同体の契機が日本では希薄であること、日本の村は公私丸抱えの構造をもっていることにとくに留意する必要があるだろう。

入会は共同体の事項であり、また村の事項でもあり、さ

らに支配がこれに時代・地域によりさまざまに介入してくる。ここから村落構造をみるならば、入会の探究が支配と自治との連関の解明にもつながるであろう。入会はそういう広がりをもつことがらである。

（神戸大学大学院文化学研究科）